

第3回委員会一般意見聴取WG(2002.10.14開催)結果概要

14.11.7 庶務発信

開催日時：2002年10月14日(月) 15:05～19:00

場所：ぱるるプラザ京都 7階スタジオ2

参加者数：

委員：三田村委員(リーダー)、嘉田委員、川上委員、塚本委員、仁連委員、
畚野委員、村上委員、尾藤委員

河川管理者：近畿地方整備局 河川部河川情報調査官 高木氏、河川管理課課長補佐
森田氏、河川計画課課長補佐 佐中氏、淀川工事事務所 所長 宮本氏

1 検討内容および決定事項

今後の進め方について

- ・ 本日の議論を踏まえ、庶務にて10月16日(水)昼までに最終提言のとりまとめ(案)のたたき台を作成し、各委員に送る。各委員は担当部分を中心に内容を推敲し、18日(金)昼までに庶務に修正点を知らせる。庶務は、次回WGまでにその内容を集約する。
- ・ 各委員の担当は、以下の通りとする。
 - 1(理念) 担当：仁連委員、嘉田委員
 - 2(政策方針) 担当：村上委員
 - 3-1(河川整備計画公表までの具体的施策) 担当：山村委員
 - 3-2(河川整備計画公表後の具体的施策) 担当：川上委員全体担当：三田村委員、塚本委員

最終提言(一般意見関連)について

資料1-1「一般意見WG提言目次(案)」および委員から提出された資料をもとに、最終提言の目次案とその内容について意見交換が行われた。

主な意見

- ・ “市民団体”と“住民団体”という言葉の定義を明確化し、使い分ける必要がある。
文言の使い分けについては、全体にも関わることなので、最終提言作業部会で調整する。
- ・ これまでに流域委員会でやってきた一般意見聴取への取り組みを、一つの試行と捉え、その結果を分析してさらに効果的な方法を検討し、提言の中に含めていく必要がある。
- ・ 情報は開示するだけでは駄目であり、情報を受け取る人の問題意識を高めるPR

手法も考えていくべき。

- ・ 流域センターの設置よりも、インタープリター等の人材を育成する方が重要である。
- ・ 来年3月以降のフォローアップのための仕組みづくりについても考えておくべき。

これまでに寄せられた一般意見の対応について

庶務より、資料1-2をもとに、これまでに流域委員会に寄せられた一般意見への対応についての素案が示され、意見交換が行われた。

その結果、「意見を分類した上で、ニュースレター等の媒体を活用し、どのように最終提言に採用したのか、しなかったのか、分かりやすく伝える」という案を最終提言作業部会に提案することとなった。

2 次回以降のスケジュール

- ・ 第4回一般意見聴取WGは、10月21日(月)12:30~15:30に、大阪市内にて開催する。

3 主な意見交換

<最終提言目次案について>

- ・ 今の河川法では、主体は住民であるとは言い切れない。「行政主体から住民主体への転換」と書くのは、表現として行き過ぎているのではないか。
- ・ 情報の共有というよりも、交流・双方向性という表現の方がよい。
- ・ 官と民の情報だけではなく、民と民の情報も交流できるような形態があればよい。
盛り込んだ案を考えてみる。

<「関係住民」の意味について>

- ・ 住民団体とは、自治会などそこに暮らすことによって権利・義務関係が生じる多目的なコミュニティを指す。市民団体とは、NPOなど特定の目的のために集まった自主性ある任意の団体のことである。両者の言葉の意味を理解し、使い分けて記述すべきである。

文言の使い分けについては、最終提言作業部会で調整していく。

- ・ 「関係住民」について、河川法上の解釈(参照:「改正河川法の解釈とこれからの河川行政」P43/建設省河川法研究会編著 ぎょうせい)では、「河川整備計画が対象とする河川と関係ある地域の住民」となっており、これでは意味が狭い。他流域に住んでいる人の意見も取り入れるべきであると提言すべき。

流域委員会の場に出てこない人、サイレントマジョリティも含まれていると解釈すべきである。現在、ここまでやれている事例は海外にもないが。

ステークホルダーという意味で捉えてはどうか。例えば洪水なら、そこに住んで

いる人、利水なら水供給区域といったように、テーマによって住民の幅が変動し、濃淡も出てくる。

琵琶湖など世界遺産レベルになれば、関係住民の範囲はさらに広がる。

<最終提言の具体的な内容について>

- ・ 住民に公開すべき情報の範囲を、この場で明確に決定する必要はないだろう。
- ・ 「1.基本理念」の部分では、何を転換しようとしているのかをはっきり示したい。市民参加とは、行政の事業を住民が補完するということではなく、住民が主体的に参加しなければ意味がない。
- ・ 「1.基本理念」の部分に、「洪水を災害にしない知恵を皆で築く必要がある」との旨の記述がほしい。
- ・ “情報開示”や“管理”という言葉は、一般の人には分かりにくいいため、多用は避けたい。
- ・ 情報を開示するのは当たり前であり、それをどう効果的に行うかを考えてほしい。流域委員会でやってきた意見聴取等の取り組みを一つの試行と捉え、結果を分析し、どうすれば効果があがるのか、具体的に提言してほしい。(河川管理者)
- ・ 情報をただ公開するだけでなく、情報を受け取る人の関心を高めるようなPR手法についても、考えていくべきである。
- ・ 自治体との連携、パートナーシップについては、市町村の議会との調整に関する記述も必要ではないか。
- ・ 茨城県のアサザプロジェクトなど、他地域の先進的な事例を紹介するのはどうか。
- ・ 来年3月以降の、フォローアップのための仕組みについても考えておきたい。

<今後の意見聴取・現地対話集会の取り組みについて>

- ・ 資料1-1のp5、下から2つ目に委員からの提案で、「流域委員会でWGをつくり、2~3人のグループで分担して説明会、公聴会のコーディネータとなり運営する」とあるが、これは可能か?(庶務)

流域委員会の委員の任期を努める来年3月までは、委員も意見聴取の取り組みに当然関与していくべきだと考える。ただし、河川整備計画の内容については、河川管理者が責任を持つべきであり、委員はオブザーバーとしての参加が望ましい。

- ・ 現地まで行って、そこで意見聴取を行う必要はあるのか。

治水、具体的に関係がでてくる地域などは、直接現地へ足を運ぶべきである。現地まで足を運ぶかどうかは、問題の大きさや性質によって変わる。抽象的な理念等をPRするのならシンポジウムを開催すればよいが、例えば、家の前の河川をどうするといった具体的な内容を説明する必要がある場合は、やはり現地で行うべきである。

- ・ この流域委員会は、これまで、できる限り多くの様々な立場の人の意見を取り入れるため、先進的な取り組みを蓄積してきた。20代の若い委員もいるし、地域のNPOの方も専門委員になっている。それらの取り組みを総括して自己評価を加え、提言にも盛り込んでいくべきである。

<流域センターの設置に関して>

- ・ 流域センターについては、箱だけ作っても意味がない。センターの機能は、最終的に人に依存する。やはり人材を育成することが重要だ。
- ・ 家を一軒づつ訪ねたり、地域内でコミュニケーションが取れるような人材が必要。若い人の中にも、そのような仕事を希望する人が多いが、受け皿がないのが現状である。
- ・ 流域センターの設置やライフスタイルの変化は、本来、結果として出来上がるものではないか。作ることが目的になってしまっはいけない。
- ・ そもそも、流域センターを設置する必要があるのか。設置すれば、河川管理者がそれに依存してしまうことにならないか。建物はなくとも、河川に関する様々な情報を整理する人がいて一般の人が容易にアクセスできる環境さえあれば、十分その機能を果たせるのではないか。
- ・ 必要だと判断できるところや、求められるところのみ作っていけばよい。
- ・ 流域センターに法的な権限・根拠をどこまで持たせるかを考えるべき。

<一般意見・自治体からの意見の取り扱いについて>

- ・ 前回、ある委員から「最終提言の項目ごとに分類し提言に付記する」という案がよいという意見があったが、この点をどうするか方向性だけでも示したい。(庶務)
- ・ 自治体から寄せられた意見は、一般の人の意見と同じ扱いにしてよいのか。
自治体から意見をもらう際、委員長名で正式に意見を依頼した経緯もあるため、同じ扱いにすべきではない。何らかの返答を返す必要はあると思われる。
- ・ 自治体から寄せられた意見は、実際に河川管理を行っている自治体から寄せられた意見と、単に自治体の長としての意見との2種類が存在する。前者については、流域委員会で対応する必要はない。国土交通省で調整を行う。(河川管理者)
寄せられた意見の取り扱いについて多数決を取った結果、「一般意見を分類したうえで、ニュースレター等の媒体を活用して、どのように最終提言に採用したのか、しなかったのかを分かりやすく伝える」という案が採用されることとなった。
- ・ どのような方針で対応を行うのか。(庶務)
全ての意見に対して、1対1で回答を行うのではなく、ある程度の方向性にそって意見をまとめ、対応していく。(リーダー)

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。
最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。